甲州市立公園及び甲州市中央防災広場 感染拡大予防チェックシート

私は、国が示した基本的対処方針に基づく留意事項及び山梨県が定める施設におけるイベント等の開催の目安を踏まえ、甲州市立公園(以下「公園」)及び甲州中央防災広場(以下「広場」)の利用者の安全確保のため「甲州市立公園及び甲州市中央防災広場における感染拡大予防ガイドライン」に基づき、下記の予防対策を実施します。

ア 基本的予防対策

〇利用前の対策

- □利用前に、感染拡大予防対策の実施を利用者に対して周知をすること。
- □利用日の7日以内に緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令された地域に所在または居住している者 の利用を制限すること。
- □利用許可後に市が利用制限した場合を想定して、別の対応を講じておくこと。

〇利用当日の対策

- □発熱のある者(平常時より1度以上高い場合)、体調不良の者の利用制限をすること。
 - ※7日以内に新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者になった者の利用を制限すること。
- 口利用前後の手指消毒及び共用スペース利用前後の手指消毒の徹底をすること。
- □利用者のマスク着用(不織布マスクが望ましい)の徹底をすること。
- □咳エチケットを徹底し、会話等の対面、近距離、大声の発生を控えること。
- □対人距離(原則2m。少なくとも1m以上)を確保すること。
- □集団による長時間(2時間以上)の利用及び飲食を伴う場合は、事前に市と協議を行うこと。
- □密集、密接しないような行動管理のための人員配置等の対策をすること。
- □公園・広場内の清掃及び廃棄物を持ち帰ること。
- □共用スペース(トイレ、ベンチ、手すり等)は利用前後及び定期的に清掃をすること。
- □利用について、市から指導があった場合は速やかに改善を行うこと。

イ イベント開催時の予防対策

【人的対策】

- □事業計画書(別紙2)に添付した運営関係者名簿(主催者及び主催関係者)の連絡先については、保健所等において感染防止のための調査等がある場合には情報提供する場合があることを、参加者に周知しておくこと。
- □5,000人以上のイベントについては、事前に市と十分な打ち合わせをし、県に確認を得るなどの必要な 手続きを行うこと。
- □イベント周知の際に、アの「基本的予防対策」の①から⑫と、イの「イベント開催時予防対策」(飲食を伴う場合は、ウの「飲食を伴うイベント時の追加予防対策」を加える)について十分な周知をすること。
- □行動管理(密集を避ける対策の実施と参加者への呼びかけ)を行うための人員配置(目安は参加者 100 人に対して 1 名以上の配置)をすること。
- □参加者に向けて、厚生労働省が提供する「接触確認アプリ(COCOA)」、県が提供する「山梨県LINEコロナお知らせシステム」等の活用を促す掲示(看板設置等)を、入口や会場内にすること。
- □参加者が特定できる場合は連絡先を把握し、保健所等により求められた場合は提出をすること。 ※個人情報保護に関する最大限の配慮を行い、イベント終了日から1年間保管すること。
- □イベント終了後 2 週間以内に、感染者がイベントに参加していたことが判明した場合は、速やかに市へ 報告すること。

【物理的対策】

- □各拠点(以下「ブース」という。)及び必要箇所への消毒液の設置、手洗い場所への石鹸等の設置をすること。
- □物品授受及び金銭授受等がある場合は、ビニールシートやフェイスシールド等による飛沫拡散防止対策を実施すること。
- □ブース等を設置する場合は、間隔を1m以上確保すること。
 - ※間隔を1m以上確保することができない場合は、飛沫感染防止対策(ビニールシートの設置等)を 行うこと。
- □受付や各ブースなどの待ち行列が発生しそうな場所では、間隔の確保(足型設置等)をすること。
- 口客席等を設置する場合は、ステージまたは舞台などのエリアから 2m以上離れた場所に客席を設置し、 飛沫拡散防止対策を実施すること。またその舞台上の人的感染防止対策についても徹底すること。
- □会場内は禁煙とし、人の滞留を防ぐこと。
- ロイベント中は、拡声器等により会場内の感染防止対策の呼びかけをすること。
- □飛沫感染防止のため、予備マスクなどの必要物品を用意すること。
- □開催時間の短縮、分散化を図ること。
- □運営関係者の休憩時間中の飲食についても、感染防止対策を徹底すること。

□入場場所に、講じている感染予防対策を掲示すること	Ŀ。				
□定期的な廃棄物の処理や会場清掃を、イベント主催	者において	て適正に	実施する	ること	
ウ 飲食を伴うイベント時の追加予防対策					
□飲食用のスペースを設けること。スペースの間隔は2	m以上確	保し、飲食	食時の原	感染防山	上策を行うこと。
※飛沫防止パネル、消毒液やペーパータオル等の設	と置を行う	こと。			
※消毒・清掃を定期的に行うこと。					
□過度な飲酒は禁止すること。					
※試飲程度は可とするが、事前に市と協議を行うこと					
□商品は個包装化を図り、食品衛生に十分配慮するこ	と。				
□調理及び販売に当たる店舗に従事する者は、感染予	防対策(フェイスシ	ールド・	手袋・マ	スク等の装着)
をすること。					
□参加者が 100 人を超える場合は事前に市と協議を行	テうこと。				
□飲食中に会話等をする時は、マスクの着用など飛沫打	拡散防止:	対策の徹	底をす	ること。	
	提出日	令和	年	月	B
	жшп	וי יין		7.1	Н

上記の内容を遵守して、利用します。

<u>利用日</u>	令和 年	月	日 ~ 令和	年	<u>月</u>	日	
	午前·午後	時	分~ 午前・	午後	時	分	
団体名							
所在地							
<u>責任者</u>	職名·氏名						
	連絡先(常田	寺連絡	(可能先)				

※上記 □(チェック欄)に全てチェック(レ点)が入った場合、利用許可となります。